

## 公文書管理委員会運営規則

平成22年7月15日  
公文書管理委員会決定  
平成23年1月19日一部改正  
平成28年3月23日一部改正  
令和3年4月9日一部改正

(総則)

第1条 公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）及び公文書管理委員会令（平成22年政令第166号。以下「委員会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りではない。

(委員長)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員会の公開)

第4条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

(委員会の議事録)

第5条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。

3 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(特定歴史公文書等不服審査分科会)

第6条 法第21条第4項の規定に基づく国立公文書館等の長からの諮問に関する事項については、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下、「分科会」と

いう。)に付託する。

- 2 分科会は、法第22条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第9条から第16条までの規定に基づく委員会の権限を処理する。
- 3 委員会令第5条第2項に規定する分科会の所掌事務に関する事項については、分科会の議決をもって委員会の議決とする。
- 4 第2条及び第3条の規定は、分科会について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」、「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。
- 5 分科会の所掌事務について、会議、議事録及び会議資料は、法第22条により、非公開とする。
- 6 分科会の所掌事務に関する特定の事件につき、委員会令第6条第4項に規定する自己の利害に関係する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - 一 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、次に掲げる者であるとき、又はあったとき
    - イ 審査請求人
    - ロ 参加人
    - ハ 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く)
  - 二 利用請求又は審査請求手続に関与した公務員等又は独立行政法人等の役員若しくは職員
  - 三 前号のイからニまでに掲げる者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合、委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、これらの代表者若しくは管理人であるとき、又はあったとき
  - 四 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき
  - 五 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき
  - 六 委員が審査請求事件について法第22条による読替え後の情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により、意見の陳述又は鑑定を行う者となったとき
  - 七 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき
  - 八 委員が審査請求事件に係る特定歴史公文書等を作成したとき又は審査請求事件に係る特定歴史公文書等に委員に関する情報が記録されているとき
- 7 分科会長は、分科会に属する委員が前項各号に該当すると思料する場合

は、直ちに、委員長にその旨を報告しなければならない。

8 委員は自らについて、第6項各号に規定する特別の利害関係を有する場合に準ずる事情があるとき、同項第一号イからニまでに掲げる者との間で取引関係、委任契約関係があるとき、同イからニまでに掲げる者が知人であるときその他の審査請求事件に係る調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、分科会長に対して、その旨を申し出ることができる。

9 前項の申出を受けた分科会長は特に必要がないと認める場合を除き、直ちに、委員長に同申出の内容を報告しなければならない。

(ワーキング・グループの設置)

第7条 委員会は、主要な検討課題について機動的な議論を行うため、その定めるところにより、ワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループに属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 ワーキング・グループに、座長を置き、当該ワーキング・グループに属する委員のうちから委員長が指名する。

4 第2条から第5条までの規定は、ワーキング・グループについて準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「ワーキング・グループ」、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

5 ワーキング・グループ座長に事故があるときは、当該ワーキング・グループに属する委員のうちからワーキング・グループ座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 ワーキング・グループの議決は、当該ワーキング・グループに属する委員の過半数の賛成を必要とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 分科会において必要がある場合には、分科会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定めることができる。

3 ワーキング・グループにおいて必要がある場合には、ワーキング・グループの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、座長がワーキング・グループに諮って定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月9日から施行する。